



国税庁 酒類業振興・輸出促進室 課長補佐
小島 大輔

平成27年入庁

留学(ペンシルベニア大学大学院)、財務省主税局参事官付租税協定第一係長、国税庁企画課補佐を経て、令和6年から現職。

「酒類業の健全な発達」という任務を背負って

2024年12月、日本の「伝統的醸造」が、ユネスコの無形文化遺産に登録されました。「伝統的醸造」とは、伝統的なこうじ菌を用いて、杜氏・蔵人等が経験に基づき築き上げてきた醸造技術であり、日本各地の自然の特徴や気候風土を反映する形で発展を遂げ、日本酒、焼酎・泡盛、みりんなど様々な種類のお酒が生み出されました。このほかにも、日本にはビール、ワイン、ウイスキー、チューハイ、梅酒……といった様々なお酒があります。少子高齢化に伴い、国内でのお酒の消費量は減少傾向を続けていますが、長い歴史の中で弛みない努力と優れた感性に裏打ちされた高い品質を持つこれらの酒類はいずれも国際的にも非常に高い評価を受けており、さらなる品質の向上や販路の拡大などによって、日本が世界に誇る文化を次の世代に継承していかなければなりません。

また、政府では、日本の農林水産物・食品の海外輸出について、2025年に2兆円、2030年に5兆円という目標額を設定しています。お酒は加工食品の一つであり、日本のお酒の輸出額は、農林水産物・食品全体の1割弱を占めています。他の農林水産物・食品とともに、お酒についても、輸出を振興していくことが政府の目標となっています。

私たち酒税課酒類業振興・輸出促進室は、「酒類業の健全な発達」という国税庁の3大任務の一つを背負って、酒類業の振興に向けた各種施策に取り組んでいます。

国際交渉

私は日本産酒類が各国でスムーズに取引が行われるための下地づくりのため、各国・国際機関との間での国際交渉を担当しています。私や同僚が担当している事務の一部を挙げてみると、輸入に際する関税撤廃等に向けた交渉(経済連携協定(EPA)交渉)、世界貿易機関(WTO)の会議の場や二国間での各種輸入障壁(例:容器容量規制、添加物規制、放射線検査義務等)の撤廃等に向けた交渉、酒類の有機制度の同等性認証、地理的表示(GI)の相互保護等多岐にわたります(とても説明しきれないので、詳しくはぜひ説明会で)。これらの案件が並行して走っているため、私もカナダ出張から帰国して、1週空いてスイスからベルギーに国際会議をはしご、といった目まぐるしくも刺激的な日々を過ごしています。

酒税課の事務はしばしば「ミニ霞が関」と例えられるほど多岐にわたります。私たちもその壮大さに圧倒されながらも、日々やりがいを感じながら仕事をしています。このパンフレットを読んだあなたにもその魅力が少しでも伝わっていれば幸いです。



国税庁 酒類業振興・輸出促進室 輸出促進第一係長
山田 彩花

令和3年入庁

国税庁人事課、博多税務署法人調査官、福岡国税局個人課税課実査官を経て、令和6年から現職。

日本のお酒を世界進出!

国内市場が少子高齢化等を背景に縮小する中で、多くの酒類事業者が輸出を含む販路拡大にむけた取組をしています。国税庁では、日本産酒類の一層の輸出拡大のため、様々な支援を行っています。

例えば、商談会の主催や大規模展示会への出展支援、国内外でのプロモーションの実施、製造事業者と輸出事業者とのマッチング支援などの販路拡大、認知度向上支援に加え、地理的表示(GI)の活用による価値向上支援や、酒類事業者による海外展開や新事業開拓に向けた取組を支援するための補助金制度なども用意しています。

こうした取り組みを行うためには予算が必要です。厳しい財政状況下で、事業の必要性、効率性、有効性など様々な観点で財務省主計局から何度も精査をうけ、真に必要な予算であることが説明できれば、無事予算として認められます。

日々変動する世界情勢や酒類業界のニーズなどを踏まえながら、最適解を模索しつづける毎日ですが、国として何ができるかを徹底的に議論し、国税庁だけでなく他省庁なども巻き込んで、日本の酒類業界の振興に携わることができるのは非常にやりがいがあります。一緒に日本のお酒を世界進出させてみませんか?



国税庁 酒類業振興・輸出促進室 地理的表示係長
鈴木 貴裕

令和3年入庁

国税庁企画課、福島税務署法人調査官、仙台国税局個人課税課実査官を経て、令和6年から現職。

地理的表示事務の概要

地理的表示(GI: Geographical Indication)制度とは、酒類の品質や社会的評価がその酒類の産地と繋がりと認められる場合において、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。

酒類のラベルに表示されている産地名は、その酒類の出所や品質の判断要素として消費者に重要視されており、著名な産地名を名乗るまがい物の流通を防ぐため、GI制度によって産地名を名乗ることができる基準を公的に定めております。また消費者が容易に判断できるように、基準を満たしている酒類には、そのラベルに「GI00」等の表示を行うこととしております。

GI制度によって、「GI00」等の表示がある商品は正しい産地であることを示すだけでなく、その品質についても基準を満たした信頼できるものであることを示すこととなり、製造者と消費者の双方の利益を確保することができます。この制度が広く活用されていくことによって、国内外に対して日本各地の特色ある酒類が広く認知され、日本産酒類のブランド価値が向上していくことを期待しております。

今後、お酒を飲む際には、ラベルに「GI00」等の表示があるか確認してみてください。

